

日本聖約キリスト教団 教憲

1963年12月28日制定

われらの名称における『聖約』という言葉は、旧新約聖書の『約』と同一であって、神と人との間の聖なる『契約』を指し、また一体となって働き戦うキリスト者間の厳粛なる団結の『約束』という意味である。

われらの教団の起源は19世紀におけるスウェーデン聖約キリスト教会が、キリストの大命令（マタイによる福音書28章16節～20節）を果たさんとして、他の国々に宣教の業を推進するため、神と『契約』を結び後に1949年わが国に宣教師を送ったことにその端を発している。

われらはそうした歴史的背景に立って、初代教会、16世紀の宗教改革、スウェーデンのルーテル国教会、19世紀のヨーロッパにおけるリバイバル運動等の霊的伝統の中に生きているが、これらの伝統よりも、旧新約聖書がその権威において優先することを信じている。

われらは旧新約を神の言として受け入れ、聖書を信仰と教義及び生活における完全な規範として信じている。この故に特別な信条に偏しないが、使徒信条にあらわされている信仰告白は重んじている。

われらはイエス・キリストを主、救い主として受け入れ彼こそ道であり、真理であり、いのちであることを信じ彼の外に救いのないことを確信している。（ヨハネによる福音書14章6節及び使徒の働き4章12節）

われらは、洗礼及び聖餐を主の制定による聖礼典として認めている。洗礼は三位一体の神の名において行われ、われらはその方式を問わない。

われらは、われらの教団に所属する各個教会の教会員がイエス・キリストを公に主と告白し、生きた信仰を送ることを教会員としての唯一の資格として信じている。

われらは、信仰生活における個人の霊的経験と良心の自由を尊重するが、その自由は神の言とキリスト者の責任ということにおいて、みずから規制されるところの自由であって、自由放任の意味では決してない。

われらは、イエス・キリストを救い主と信じるところの世界中の福音的教団及び教会と同じぶどうの枝であることを信じ、でき得る限りの交わりと協力を惜しまない。（ヨハネによる福音書15章5節）

われらは、イエス・キリストの福音伝道をその使命とし、われらの教団の教憲、教規に賛同加盟することを希望する各個教会を歓迎する。

われらは、われらの目的遂行のために必要な教規、規則等を議会の議決を経て制定する。